

(別紙)

仕様書

1 業務名

プロダクト販売促進業務

(体験型旅行商品販売WEBサイト内への商品掲載及び販売促進事業)

2 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構(以下「機構」という。)が開発する、訪日外国人旅行者が瀬戸内らしい体験をしてみたいと思える魅力的なプロダクト(以下「旅行商品」という。)の販売を行うため、受託者が運営するWEBサイト内に旅行商品を掲載し、販売チャネルを拡大させる。また、観光情報や旅行商品を纏めた瀬戸内の特設ページの設定等の手段を講じて、対象ページへの誘導及び販売促進を行う。

なお、旅行商品掲載は、「BtoC」サイトのみならず、「BtoB」サイトにも展開して、より多くの連携・提携する海外の旅行会社・ランドオペレーター・OTAに、せとうちの新たな情報発信などを行うことで、エリアにおける外国人滞在時間が拡大され、せとうちエリアにおける新たな消費効果を生む手法を確立する。

3 業務の期間

契約締結の日から令和2年3月27日(金)まで

4 業務の内容

(1) 旅行商品サイトへの掲載及び販売促進

ア 機構が過年度事業(平成29年度・平成30年度)で開発した旅行商品及び今年度において開発予定の旅行商品 合計70の旅行商品(プロダクト)を対象とする。

イ 「BtoB」「BtoC」など複数のサイトにせとうちの旅行商品を掲載すること。

ウ 瀬戸内特設ページ等の設置により販売促進を行うこと(海外事業者への発信)。

(2) 旅行商品更新時における情報提供

機構が過年度事業(平成29年度・平成30年度)で開発した旅行商品及び今年度において開発予定の旅行商品 合計70の旅行商品(プロダクト)を活用したそれぞれの旅行商品の内容等が更新された場合、その更新内容を機構へ情報提供される仕組みを構築すること。

(3) 掲載したサイトへの予約数、販売額などの報告(報告書作成)

上記期間中において、各サイトへの予約数、販売額の売上状況に関するデータを纏めた総括レポートを業務の期間内に提出すること。

5 報告書提出

(1) 提出物

4 (3) に記載の報告書及び委託業務実施報告書 (指定様式)

(2) 提出場所

機構に電子メールにて提出すること。

(3) 提出期限

令和2年3月27日 (金)

6 その他

(1) 販売実績などについては、決められたフォーマットに集約し、業務完了後速やかに「委託業務販売報告書」を機構に提出するものとし、計測可能なものとする。

(2) 本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権 (著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。) は、機構に帰属するものとする。

(3) 業務の実施に際しては、実施状況を定期的に報告するとともに、機構との連絡調整を十分に行い、円滑な事業実施に努めること。

(4) 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。

(5) 業務の実施に伴い知り得た機構及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。

(6) 機構は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

(7) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに機構に報告、協議を行い、その指示を受けること。

(8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、予め機構の承諾を得ること。

- ・再委託する業務の範囲
- ・再委託する合理性及び必要性
- ・再委託先の業務履行能力
- ・再委託業務の運営管理方法

(9) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、機構は契約を解除して損害賠償させる場合がある。

(様式)

委託業務実施報告書

令和元年 月 日で締結した委託契約について、次のとおり実施しましたのでその実施を報告します。

1 業 務 名

プロダクト販売促進業務

(体験型旅行商品販売WEBサイト内への商品掲載及び販売促進事業)

2 委託期間

令和元年 月 日から令和2年3月27日まで

3 業務を完了した日

令和 年 月 日

令和元年 月 日

一般社団法人せとうち観光推進機構

会長 佐々木隆之 様

所在地

氏 名